

[事案 23-99] 無断解約無効確認・解約返戻金請求

・平成 23 年 10 月 26 日 裁定打切り

<事案の概要>

申立人に無断で契約が解約されていたとして、解約の無効と、そのうえで、改めて解約を伴う解約返戻金の支払を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

申立契約 3 件は、それぞれ、平成 16 年 5 月、平成 17 年 4 月、平成 19 年 9 月に解約されているが、自分は解約請求書に署名、押印しておらず、自分の妻が申立人の承諾を得ずに解約手続を行ったものであり、解約は無効である。改めて、契約を解約するので、解約返戻金を自分に支払って欲しい。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人の主張が真実であるか否かは、矛盾した内容の複数の書面を作成し供述している。また、解約が無効であるか否かを判断するには、申立人の妻に対し、事実関係の確認を行うことが必須であるが、それは困難であることから、本件認定は困難であるため、裁定手続の打切りが相当である。
- (2) 解約返戻金は、解約請求書において返金先口座として指定されていた申立人の預金口座に入金されているもので、申立人はすでに解約払戻金を受領しているため、重ねて解約返戻金を支払う理由はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方が提出した書面等に基づいて審理したが、下記のとおり、本件で提出された資料の範囲では前提事実の確認ができず、本件について審理・判断をすることができないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号により、裁定打切り通知にて理由を明らかにして、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人の本件申立てが認められるか否かは、申立契約の解約手続への申立人の承諾の有無や、解約手続書類の申立人の署名欄の筆跡が誰のものであるかが重要となるが、これらの事実関係を明らかにするためには、申立人、募集人に加え申立人の妻の陳述、ならびに筆跡鑑定等によらざるを得ない。
- (2) また、仮に本件申立てが認められた場合、解約返戻金を取得した申立人の妻は、保険会社より解約返戻金の返還を求められる立場にあることから、本件裁定の結果に重大な利害関係を有している。
- (3) しかし、当審査会は裁判外紛争解決機関であるため、証人尋問を求める権限はなく、また、当事者の反対尋問の機会など第三者の権利を手続的に保障する制度がなく、筆跡鑑定等の手続もないことから、当審査会において事実関係を明らかにすることは困難である。本件については、当審査会において判断するよりも裁判所における訴訟手続に従うことが妥当であり、厳密な証拠調べ手続をもたない当審査会において裁定を行うには適当でない。